

大丈夫ですか？ あなたの自転車運転！！

(NHK子どもニュース参照)

最近、自転車の事故が増えている。

平成14年に自転車が歩行者にケガをさせた事故は1941件。10年前のおよそ4.2倍に急増しています。そして、ぶつかった相手が死亡したという事故も発生しました。

なぜ、自転車の事故が増えているのでしょうか？

自動車を運転するには、免許証が必要です。またそれ取得するためには、講習を受けなければなりません。しかし、自転車を運転するには免許もなく、早ければ幼稚園児でも運転しています。

自転車は道路交通法と呼ばれる法律で、自動車と同じ「車両」として扱われており、交通ルールを守らなければ、罰則が与えられます。 **知っていましたか？**

現在、気軽に使用できるために自転車を運転する人が多くなっています。相手だけでなく自分のためにも、交通ルールを守って安全運転に心がけましょう。

自分は大丈夫(事故に遭わない)という気持ちが一番危険です！！

< 道路交通法による主な罰則 >

2人乗り・・・2万円以下の罰金

子どもを2人乗せた場合・・・2万円以下の罰金

6歳未満の幼児は1人だけ乗せてよい

2台以上で並んで走る・・・2万円以下の罰金

信号無視・・・3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

歩道を走る・・・5万円以下の罰金

「自転車通行可」の標識のある歩道は走ってもよい

右側走行・・・3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

一時停止違反・・・3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

携帯電話を使いながらの運転・・・5万円以下の罰金

最近、メールしながらの運転も目立つ

傘をさしての運転・・・5万円以下の罰金

無灯火運転・・・5万円以下の罰金

酒酔い運転・・・3年以下の懲役または50万円以下の罰金



とくに夜間の無灯火運転が、学生だけでなく大人も多く見られます。

相手に自分を知らせるためのライトです。無灯火自転車での事故が激増しています。

また、後方確認をしないで曲がることは、自殺行為です。(車の免許を持っている人は後方確認の大切さを知っています)